

井村雄三郎議員に対する議員辞職勧告決議

私たち今治市議会は、井村雄三郎議員に対し、去る平成30年12月の第5回定例会において、辞職勧告を行っています。

この問題は、井村雄三郎議員に公金である旅費の不正受給の疑惑が提起されたため、地方自治法第100条の規定に基づく調査特別委員会を設置し、法に基づく資料請求や証人喚問を行いながら、委員会・関前の現地調査を行い、慎重に調査をしました。

その結果、委員会として、井村雄三郎議員は、少なくとも調査対象期間である平成29年2月より、家族とともに高部に住んでおり、関前には居住実態がないので旅費の支給対象とならないという結論に達しました。

井村雄三郎議員は、関前に居住実態がないにもかかわらず、関前に住民票を置き、市議会へ来ることの目的でフェリーに乗っていないにもかかわらず、さも関前から車でフェリーに乗って議会に通っているかのような虚偽の旅費請求を行い、73件、47万1,040円の公金である旅費を詐取しました。さらに井村雄三郎議員は、今治市よりだまし取った旅費の返還請求に応じないうえ、今治市長に対し、今治市議会だよりの中の「井村雄三郎議員の偽証であると断じざるを得ません。」という議会承認の記事に対して、「偽証をしたことを広められて名誉を傷つけられた。」として、損害賠償請求訴訟を起こしたものであります。

この井村雄三郎議員に対する議員辞職勧告決議が可決されてから1年が経とうとしているにもかかわらず、議員辞職することなく、だまし取った公金である旅費の返還に応じることもなく、その責務を果たしていません。

これら一連の井村雄三郎議員の行動は、今治市議会の決議を否定するものであり、市議会議員としての良識を著しく欠いており、高い倫理観と品位保持を求められている今治市議会議員として到底認められるものではなく、断固たる措置として、改めて井村雄三郎議員に対して議員の辞職を勧告します。

令和元年12月19日

今 治 市 議 会